

## 特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱

〔平成16年7月30日〕  
 京都府告示第485号

改正 平成18年10月31日告示第563号  
 改正 平成19年 6月 8日告示第341号  
 改正 平成21年 9月 1日告示第443号  
 改正 平成22年 6月25日告示第321号  
 改正 平成23年 4月19日告示第230号  
 改正 平成25年11月29日告示第602号  
 改正 平成26年 9月 2日告示第495号  
 改正 平成28年 3月29日告示第202号

## (趣旨)

第1条 知事は、子を希望しながらも恵まれないために不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

## (助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、体外受精及び顕微授精（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く。以下「特定不妊治療」という。）を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと知事が指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）において証明されたもののうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 夫又は妻のいずれかが申請日（第5条第1項に規定する申請書を知事に提出した日という。以下同じ。）において府の区域（京都市の区域を除く。以下同じ。）内に住所を有する者であること。
- (2) 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）第2の4の(9)の支給要件等を満たす者であること。ただし、特定不妊治療が国要綱第2の4の(7)の③に規定する男性不妊治療（以下「男性不妊治療」という。）であるときの助成金（以下「男性不妊治療助成金」という。）の交付については、この限りでない。
- (3) 指定医療機関において特定不妊治療を受けた者であること。

## (助成対象費用)

第3条 助成金の交付の対象となる費用は、助成対象者がその婚姻後に指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用とする。

## (助成の額、回数及び期間)

第4条 助成金（男性不妊治療助成金を除く。）の交付は、国要綱第2の4の(7)の①及び②に規定する額、回数及び期間を限度として行うものとする。

- 2 男性不妊治療助成金の交付は、1回の治療につき20万円を限度として行うものとする。
- 3 助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することにより第1項の規定による助成金の交付を受けることができなくなった場合（第1号に該当する場合にあっては、当該年度の翌年度以降の助成金についても、同項の規定により助成金の交付を受けることができる期間の限度を超えることとなるため、その交付を受けることができない場合に限り。）において、知事が引き続き当該助成対象者に対する助成を行う必要があると認めるときは、当該助成対象者に対する助成金の交付は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額及び期間を限度として行うものとする。ただし、当該助成金の交付を受けることにより、通算して助成金の交付を受ける回数が10回を超えることとなるときは、この限りでない。
  - (1) 当該年度につき助成金の交付を受けた回数が、第1項の規定により当該年度につき助成金の交付を受けることができる上限の回数に達したこと。
  - (2) 通算して助成金の交付を受けた回数が、第1項の規定により通算して助成金の交付を受けることができる上限の回数に達したこと。
- 4 前項の規定は、助成対象者である夫又は妻のいずれかが、交付を受けようとする助成金に係る治療の開始の日から申請日までの期間を通じて府の区域内に住所を有する場合に限り、適用する。
- 5 第1項及び第3項の規定の適用については、助成対象者が他の地方公共団体から交付を受けた国要綱第2の4に基づく助成金は、当該助成対象者がこの要綱に基づき交付を受けた助成金とみなす。

## (助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、特定不妊治療費助成事業申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類（第1号及び第2号に掲げる書類にあっては、当該助成対象者が受けた特定不妊治療に係るものに限り。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（別記第2号様式）
- (2) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（男性不妊治療専用）（別記第3号様式）
- (3) 夫及び妻の住所を確認することができる書類
- (4) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明することができる書類
- (5) 夫及び妻の所得額を証明することができる書類

2 前項の申請は、特別の事由がない限り、治療が終了した日の属する年度内に行うものとする。

## (交付の決定等)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否の決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

## (交付決定の取消し)

第7条 知事は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって助成金の交付を受けたときは、前条の規定による交付決定を取り消すことができる。

## (助成金の返還)

第8条 知事は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (平成16年告示第485号)

- 1 この要綱は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日以降に開始した治療に対して適用する。
- 2 平成27年度分の助成金を助成対象者に交付する場合における第4条第2項の規定の適用については、同項中「場合(第1号に該当する場合にあっては、当該年度の翌年度以降の助成金についても、同項の規定により助成金の交付を受けることができる期間の限度を超えることとなるため、その交付を受けることができない場合に限る。)」とあるのは、「場合」とする。

附 則 (平成18年告示第563号)

この告示は、平成18年度分の助成金から適用する。

附 則 (平成19年告示第341号)

この告示は、平成19年度分の助成金から適用する。

附 則 (平成21年告示第443号)

この告示は、平成21年9月1日から施行し、この告示による改正後の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱の規定は、平成21年度分の助成金から適用する。

附 則 (平成22年告示第321号)

この告示は、平成22年6月25日から施行し、この告示による改正後の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱の規定は、平成22年度分の助成金から適用する。

なお、この告示による改正前の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱別記様式による用紙は、当分の間、改正後の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成23年告示第230号)

この告示は、平成23年4月19日から施行し、この告示による改正後の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱の規定は、平成23年度分の助成金から適用する。

附 則 (平成25年告示第602号)

この告示は、平成25年11月29日から施行し、この告示による改正後の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱の規定は、平成25年度分の助成金から適用する。

附 則 (平成26年告示第495号)

- 1 この告示は、平成26年9月2日から施行し、この告示による改正後の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成26年度分の助成金から適用する。
- 2 この告示による改正前の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新要綱の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年告示第202号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成28年1月20日以後に終了した治療(新要綱第2条第2号ただし書に

規定する男性不妊治療にあっては、その治療が平成27年4月1日以後に開始されたものに限る。)について適用し、平成28年1月20日前に終了した治療については、なお従前の例による。

- 3 この告示による改正前の特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新要綱の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

(表)  
特定不妊治療費助成事業申請書

年 月 日

京都府知事

様

申請者

㊦

特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

太枠の中を御記入ください。

助成対象者	夫	(ふりがな) 氏名	生年月日
	妻	( )	年 月 日( 歳)
	住所 (※1)	〒	電話( ) -
	住所 (※2)	〒	電話( ) -
助成金申請額		特定不妊治療分(男性不妊治療分を除く.)	円
		男性不妊治療分	円
		申請額合計	円
特定不妊治療費助成金の過去の受給歴		都道府県 市名	受給年度 受給回数(受給月) 受給金額
		年度	1回目 月・2回目 月 円
		年度	1回目 月・2回目 月 円
		年度	1回目 月・2回目 月 円
		年度	1回目 月・2回目 月 円
		年度	1回目 月・2回目 月 円
振込先		金融機関名	銀行 金庫 本(支)店 金融機関コード 店番
		農協 組合 出張所	
		預金種別	1 普通 (ふりがな) ( ) 2 当座 口座名義人
		口座番号	(右詰め記入)
申請受理年月日		決定年月日(承認・不承認)	
受給者番号			

※1：夫婦の住所を記入してください。  
 ※2：夫婦の住所が異なる場合に記入してください。  
 ※3：振込先は、申請者が口座名義人になっている口座を記入してください。

(添付書類)

- 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(特定不妊治療(男性不妊治療も含まれます。)を異なる医療機関で受けた場合は、それぞれの医療機関の証明書が必要)
- 医療機関発行の医療費の領収書
- 夫及び妻の住所を確認することができる書類(住民票の写し等)
- 法律上の婚姻をしている夫婦であること及びその婚姻の日を証明することができる書類(戸籍謄(抄)本等。ただし、2回目以降の申請の場合において、3の書類で法律上の婚姻関係にあることを確認することができるときは、不要)
- 夫及び妻の所得額を証明する書類(住民税の課税証明書(全項目記載のもの)等)

(裏)

○ 治療の内容及び結果並びに妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、特定不妊治療の内容及び結果並びに妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じ、報告を求めています。報告された内容を集計、分析することにより助成事業の成果及び課題を明らかにし、助成事業の一層の充実に役立てることができます。また、治療の効果を把握して、我が国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。さらに、助成事業を実施する都道府県及び政令市においても、これらの集計・分析の結果を踏まえて、助成事業の一層の利用促進を図っていくことができます。

(2) 報告の内容、方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報が厚生労働省に報告されます。報告には、個人名の記載はなく、内容は、統計的に集計され、行政機関は、全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計が行われる項目	
〔報告は、医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕	
I 治療から妊娠まで	II 妊娠から出産まで
(1) 患者(女性)の年齢	(4) 妊娠、出産の状況
(2) 不妊の原因	(5) 生まれた子の状況
(3) 治療の内容、妊娠の有無	

○ 助成の受給歴について、以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦当たりの支給回数の上限が決められています。転入された方については、以前にお住まいの自治体に、この助成金の受給状況を確認することがありますので御承知ください。なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

特定不妊治療費助成事業受診等証明書

年 月 日

京都府知事

様

医療機関  
所在地  
名称  
代表者  
電話番号

④

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと判断されるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

記

(ふりがな) 受療者氏名	夫 ( )	妻 ( )
受療者生年月日及び 今回の治療開始時の年齢	年 月 日 ( 歳)	年 月 日 ( 歳)
今回の治療期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日	
特定不妊治療に 係る治療費 (※保険外診療に限る。)	領収年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
	領収金額	特定不妊治療費 (男性不妊治療費を除く。) _____ 円 男性不妊治療費 ※2 _____ 円
今回の治療方法等  (該当する番号等に○ を付けてください。)	A B C D E F	(男性不妊治療を行った場合) ※2 1 精巣内精子生検採取法 (TESE) 又は精子を精巣から採取するための手術
	A又はB の場合 A, B又は Cの場合	1 体外受精 2 顕微授精 2 精巣上体内精子吸引法 (MESA) 又は精子を精巣上体から採取するための手術 妊娠判定 ( + ・ - ) 精子回収の有無 ※2 ( 有 ・ 無 )
日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無	有 → 症例登録番号 ※3 ( ) 無	

※1 採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までの期間を記入してください。ただし、主治医の属する医療機関において男性不妊治療も実施した場合であって、男性不妊治療が採卵準備前に実施されたものであるときは、男性不妊治療を実施した日から特定不妊治療終了日までの期間を記入してください。

※2 主治医の治療方針に基づき、他の医療機関(指定を受けていない医療機関を含む。)で男性不妊治療を実施する場合は、記入は不要です。その場合は、記入欄に斜線等を引いてください。

※3 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

- 注1 助成対象となる治療は、次のいずれかに相当するものです。
- A 新鮮胚移植を実施
  - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期程度の間隔を空けた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
  - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
  - D 体調不良等により移植の目的が立たず治療終了
  - E 受精ができず中止、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等による中止
  - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- 注2 採卵準備前に男性不妊治療を実施したが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も、助成対象となります。
- 注3 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は、助成対象となりません。

特定不妊治療費助成事業受診等証明書  
（男性不妊治療専用）

年 月 日

京都府知事 様

医療機関  
所在地  
名称  
代表者  
電話番号

㊞

下記の者については、特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）の過程において行われる男性不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

記

受療者氏名 (ふりがな)	夫	( )	妻	( )
	生年月日	年 月 日		年 月 日
治療方法 ※ 保険適用外の手術であること。	1 精巣内精子生検採取法 (TESE) 又は精子を精巣から採取するための手術 2 精巣上体内精子吸引法 (MESA) 又は精子を精巣上体から採取するための手術 ※該当する番号に○を付けてください。			(精子回収の有無) 有 ・ 無
治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※治療が1日で終了した場合は、「~」以下に取消線を引いてください。			
領収金額	受療者が負担した金額 _____ 円			
体外受精又は顕微授精を実施する医療機関名				
特記事項				

注1 この証明書は、特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）を実施する指定医療機関からの紹介等に基づき、特定不妊治療の過程で行われる「精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術」（男性不妊治療）の実施について確認するものです。

注2 保険適用外の手術費用及び凍結費用について証明してください（食事代、入院費及び検査費用は、含まれません）。なお、院外での処方による薬代等は、含まれます。